

## EP 関連資料

# 欧州単一特許制度と欧州統一特許裁判所制度に関する最近の動向と 上記制度の発効前の準備／確認事項および新制度下の特許戦略

2018年07月02日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

単一特許 ("Unitary Patent") の主なプラス面としては、参加国において同時に権利を行使することができること、翻訳費用を最低限に抑えることができること、及び、唯一の維持年金を支払うことを挙げることができます。一方、主なマイナス面としては、単一特許ゆえに、統一特許裁判所において不利な判決が下された場合、全ての参加国において権利を一度に失う可能性があることを挙げることができます。なお、UPC (統一特許裁判所) は、移行期間後には、これまでの EP 特許 ("Conventional EP Patent") の訴訟も取り扱います。

"Preparatory Committee"によれば、"UPCA (統一特許裁判所協定) を批准するというイギリス政府の声明後、イギリスとドイツが批准することを前提として、パッケージ (単一特許制度と統一特許裁判所制度) が 2017 年 12 月に発効することが見込まれていました。しかしながら、イギリスの EU からの離脱交渉、イギリスと EU との間で行われる経済交渉、及び、ドイツの連邦憲法裁判所等による影響のため、上記の発効日は未だ流動的な状況にあります。

このような状況下で、単一特許制度と統一特許裁判所制度について、最近の動向と、これらの制度の発効前に準備したり、確認したりすべき事項等について、以下に説明します。

【全 6 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。